

# 第87回 定時株主総会 招集ご通知

## 目次

第87回定時株主総会招集ご通知 .....	2
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件 .....	6
第2号議案 取締役11名選任の件 .....	7
第3号議案 監査役1名選任の件 .....	16
第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する 対応方針(買収への対応方針)承認の件 .....	19
事業報告 .....	35
連結計算書類 .....	55
計算書類 .....	58
監査報告書 .....	61

株主総会会場ご案内図

開催日時	2025年6月27日(金曜日) 午前10時 開会 (当日は、午前9時より受付を開始いたします。)
開催場所	東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷ビル 8階 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

持田製薬株式会社

証券コード：4534



## 株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

持田製薬グループは、「独自の製品」を開発し、患者さんに届けることによって、社会に貢献してまいりました。

多様化する医療・健康ニーズを事業機会と捉え、事業環境の変化にも対応しながら、中核である医薬品関連事業において、有用な新薬を継続して創出するとともに、新たな創薬モダリティを取り込んで創薬パイプラインの充実を図っております。さらに、アルギン酸を基盤としたバイオマテリアル事業や、スキンケア製品等のヘルスケア事業にも引き続き注力しております。

持田製薬グループは、長期ビジョンを『医療・健康ニーズに応えることで、グローバルにも存在価値を認められる特色ある生命・健康関連企業グループとして成長する』と定めています。この長期ビジョンを具体化した「2031年のありたい姿」を策定し、2031年に売上高1,400億円、営業利益率15%を目指して事業展開を図っております。

これからも「独自」の価値を追求し、事業活動を通じて人類の健康・福祉に貢献してまいります。株主の皆様には、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長

持田 直幸

長期ビジョン 医療・健康ニーズに応えることで、グローバルにも存在価値を認められる特色ある生命・健康関連企業グループとして成長する

具体化

### 2031年のありたい姿

生命・健康関連企業グループとして、今後成長が見込まれる細胞・核酸・遺伝子などの新たな創薬モダリティを取り込み充足していない医療・健康ニーズに挑戦する

#### 医薬品関連

新たな創薬モダリティを取り込み事業領域を拡大（再生医療等製品など）  
当社主力事業としての位置付けを堅持する

#### バイオマテリアル

アルギン酸を基盤とした各プロジェクトを推進し事業を拡大する

#### ヘルスケア

営業リソース投入により更なる成長を追求する

ニーズを捉えた特色ある製品をラインナップし、グローバル展開も狙う

(証券コード4534)

2025年6月5日

(電子提供措置の開始日 2025年6月2日)

株 主 各 位

東京都新宿区四谷一丁目7番地  
持田製薬株式会社  
代表取締役社長 持田直幸

## 第87回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第87回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第87回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

・当社ウェブサイト：

<https://www.mochida.co.jp/ir/stock/meeting/index.html>



また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）ウェブサイトにも掲載しております。

以下の東証ウェブサイトアクセスして「銘柄名（会社名）」に「持田製薬」、または「コード」に「4534」を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご覧ください。

・東証ウェブサイト：

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、[議決権行使のご案内] のとおり、書面またはインターネットによって議決権を行使することができます。その場合、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2025年6月26日（木曜日）午後5時40分（営業時間終了時）までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時
  2. 場 所 東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷ビル8階
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第87期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
    2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 取締役11名選任の件
  - 第3号議案 監査役1名選任の件
  - 第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）承認の件

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項につきましては、法令および当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求された株主様に対して交付する書面には、記載しておりません。
    - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
    - ②事業報告の「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要」
    - ③事業報告の「基本方針の実現に資する特別な取組みの概要」
    - ④事業報告の「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株式の大規模買付行為に関する対応方針）の概要」
    - ⑤事業報告の「上記③および④の取組みが基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことに関する取締役会の判断およびその理由」
    - ⑥連結計算書類の「連結注記表」
    - ⑦計算書類の「個別注記表」なお、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類ならびに監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類は、上記に掲げる事項を含みます。
  - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載いたします。
  - ◎ 今後の状況により開催場所の変更その他株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.mochida.co.jp/>) にてご案内いたします。

## 議決権行使のご案内

### ■ 郵 送



**行使期限** 2025年6月26日（木）午後5時40分

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

### ■ インターネット



**行使期限** 2025年6月26日（木）午後5時40分

当社指定の議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

にて行使期限までに各議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご覧ください。▶

## ◆ 株主総会にご出席の場合 ◆



**開催日時** 2025年6月27日（金）午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。（受付開始 午前9時）

### 1. 代理人による議決権行使について

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

### 2. 議決権を複数回にわたり行使された場合の取扱い

(1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### ◎ 機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

◆ インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて ◆

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (https://evote.tr.mufg.jp/) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。



スマートフォンの場合  
QRコードを読み取る方法

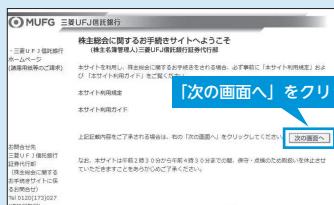


スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の**入力が必要**になりました！  
同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「**ログイン用QRコード**」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。  
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



ログインID・仮パスワードを入力する方法  
議決権行使サイトのご利用方法

1 議決権行使サイトにアクセスする



2 お手元の議決権行使書紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



以降画面の案内に沿って  
賛否をご入力ください。

【ご注意事項】

●インターネットによる議決権行使は、株主総会前日（2025年6月26日（木曜日））の午後5時40分まで受付いたします。

システム等に関するお問い合わせ  
(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部

0120-173-027 (通話料無料)

受付時間：午前9時から午後9時まで

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開に備えた内部留保の充実を図りながら、安定的な配当を維持することを基本方針とし、収益に応じた利益還元的重要性も認識した上で、配当を決定しております。当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき40円（中間配当金40円を含め、当期の配当金は1株につき80円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、1,418,018,760円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります（なお、取締役候補者11名のうち女性は2名）。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位および担当
1	もち だ なお ゆき 持 田 直 幸	再任	代表取締役社長
2	さか た ちゅう 坂 田 中	再任	代表取締役副社長副社長執行役員 社長補佐、業務全般担当
3	さかき じゅん いち 榊 潤 一	再任	取締役専務執行役員 事業開発、事業推進、バイオマテリアル事業管掌
4	みつ いし もと 三 石 基	再任	取締役専務執行役員 企画管理担当兼企画管理本部長
5	かわ かみ ゆたか 川 上 裕	再任	取締役常務執行役員 信頼性保証担当兼持田製薬工場管掌
6	ね づ じゅん いち 根 津 淳 一	再任	取締役常務執行役員 研究担当、医薬開発管掌
7	みや じま けん じ 宮 嶋 謙 二	新任	執行役員 医薬営業本部長
8	その だ とも あき 園 田 智 昭	再任 社外取締役 独立役員	取締役
9	よし かわ しげ あき 吉 川 恵 章	再任 社外取締役 独立役員	取締役
10	こ ばやし ま み 小 林 麻 実	再任 社外取締役 独立役員	取締役
11	た なか さ なえ 田 中 早 苗	新任 社外取締役 独立役員	



所有する当社株式の数

1,071,100株

候補者番号 もち だ なお ゆき

1

持田 直幸

(1958年8月6日生)

再任

**略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）**

1981年4月 当社入社  
 1986年5月 米国インディアナ大学経営大学院修了  
 1988年4月 味の素(株)入社  
 1991年4月 当社入社  
 1997年6月 当社取締役  
 1998年1月 当社専務取締役  
 1999年1月 当社代表取締役社長  
 現在に至る  
 2010年4月 公益財団法人持田記念医学薬学振興財団副理事長  
 2016年6月 公益財団法人持田記念医学薬学振興財団理事長  
 現在に至る

**取締役候補者とした理由**

持田直幸氏は、当社の代表取締役として経営を担い、豊富な経験と実績に加え、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社株式の数

16,600株

候補者番号 さか た ちゅう

2

坂田 中

(1959年12月28日生)

再任

**略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）**

1982年4月 (株)三菱銀行入行  
 2007年5月 (株)三菱東京UFJ銀行シンジケーション部長  
 2009年2月 同行中近東総支配人  
 2011年6月 当社顧問  
 2011年6月 当社取締役執行役員企画管理副担当  
 2012年6月 当社企画管理担当兼企画管理本部長  
 2013年6月 当社取締役常務執行役員  
 2016年6月 当社代表取締役専務取締役専務執行役員  
 企画管理、監査、企業倫理管掌  
 当社社長補佐、業務全般担当  
 現在に至る  
 2021年6月 当社代表取締役副社長副社長執行役員  
 現在に至る

**取締役候補者とした理由**

坂田 中氏は、金融機関における豊富な経験と実績に加え、当社の代表取締役として経営を担い、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社株式の数

11,800株

候補者番号 さかき じゅんいち

3

榎 潤一

(1960年10月23日生)

再任

#### 略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

- 1993年3月 チバガイギー(株)入社
- 2005年7月 ノバルティスファーマ(株)研究戦略アライアンス担当部長
- 2006年12月 万有製薬(株)つくば研究所化学研究部ディレクター
- 2009年7月 当社入社  
当社研究企画推進部長
- 2010年4月 当社創薬研究所長
- 2012年6月 当社執行役員事業開発本部副本部長
- 2014年6月 当社取締役執行役員事業開発担当
- 2016年6月 当社取締役常務執行役員
- 2018年10月 当社事業開発、バイオマテリアル事業担当
- 2021年6月 当社取締役専務執行役員  
現在に至る
- 2022年6月 当社事業開発担当、バイオマテリアル事業管掌
- 2023年1月 当社事業開発、事業推進担当、バイオマテリアル事業管掌
- 2023年6月 当社事業開発担当、事業推進、バイオマテリアル事業管掌
- 2024年6月 当社事業開発、事業推進、バイオマテリアル事業管掌  
現在に至る

#### 取締役候補者とした理由

榎 潤一氏は、同業他社の研究部門、当社の研究部門および事業開発部門における豊富な経験と実績に加え、当社の取締役として経営を担い、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社株式の数

1,600株

候補者番号 みつ いし もとい  
**4** 三石 基  
 (1963年9月23日生)

再任

**略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）**

1987年 4月 ㈱三菱銀行入行  
 2015年 7月 ㈱三菱東京UFJ銀行執行役員アジア・オセアニア営業部長兼シンガポール支店長  
 2017年 5月 同行常務執行役員トランザクションバンキング本部長  
 2019年 6月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング㈱代表取締役副社長  
 2020年 6月 ㈱南部銀行社外監査役  
 2023年 5月 当社顧問  
 2023年 6月 当社取締役常務執行役員  
 企画管理、テクノネット担当兼企画管理本部長  
 2024年 4月 当社企画管理担当兼企画管理本部長  
 現在に至る  
 2024年 6月 当社取締役専務執行役員  
 現在に至る

**取締役候補者とした理由**

三石 基氏は、金融機関における豊富な経験と実績およびコンサルティング企業の代表取締役としての経営経験に加え、当社の取締役として経営を担い、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社株式の数

7,100株

候補者番号 かわ かみ ゆたか  
**5** 川上 裕  
 (1959年9月30日生)

再任

**略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）**

1985年 4月 エーザイ㈱入社  
 1998年 4月 ファイザー㈱入社  
 2003年10月 日本製薬工業協会医薬産業政策研究所出向  
 2005年10月 ファイザー㈱Clinical Submission部長  
 2012年12月 当社入社  
 当社医薬開発本部副本部長  
 2015年 6月 当社執行役員  
 2017年 6月 当社医薬開発本部長  
 2019年 4月 当社信頼性保証本部長  
 2019年 6月 当社取締役執行役員  
 2019年 6月 当社信頼性保証担当兼信頼性保証本部長  
 2022年 6月 当社取締役常務執行役員  
 現在に至る  
 2024年 6月 当社信頼性保証担当、持田製薬工場管掌  
 現在に至る

**取締役候補者とした理由**

川上 裕氏は、同業他社の信頼性保証部門、当社の医薬開発部門および信頼性保証部門における豊富な経験と実績に加え、当社の取締役として経営を担い、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社株式の数

500株

候補者番号 ねづ じゅん いち  
**6** 根津 淳一  
(1966年11月3日生)

再任

**略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）**

1991年 4月 中外製薬(株)入社  
2012年 7月 Chugai Pharmabody Research(シンガポール)Research Head  
2020年 4月 中外製薬(株)執行役員研究本部長  
2023年 7月 当社入社  
当社研究本部研究担当  
2023年 8月 当社常務執行役員研究担当  
2024年 6月 当社取締役常務執行役員研究担当、医薬開発管掌  
現在に至る

**取締役候補者とした理由**

根津淳一氏は、同業他社および当社の研究部門における豊富な経験と実績を有し、当社の取締役として経営を担い、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社株式の数

0株

候補者番号 みや じま けん じ  
**7** 宮嶋 謙二  
(1967年9月23日生)

新任

**略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）**

1990年 4月 当社入社  
2017年 4月 当社広島支店長  
2020年 4月 当社大阪支店長  
2021年 4月 当社医薬営業本部副本部長  
2021年 6月 当社執行役員  
現在に至る  
2022年 4月 当社医薬営業本部長  
現在に至る

**取締役候補者とした理由**

宮嶋謙二氏は、当社の医薬営業部門における豊富な経験と実績を有し、高い見識に基づき、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと考え、選任をお願いするものであります。



所有する当社株式の数

900株

候補者番号  
8  
そのだ ともあき  
**園田 智昭**  
(1961年7月1日生)

再任

社外取締役

独立役員

**略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）**

2004年4月 公認会計士  
現在に至る

2006年4月 慶應義塾大学商学部教授  
現在に至る

2009年10月 総務省契約監視会構成員  
現在に至る

2018年4月 武蔵野大学客員教授  
現在に至る

2020年1月 財務省第3入札等監視委員会委員  
現在に至る

2022年6月 当社社外取締役  
現在に至る

**社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要**

園田智昭氏は、会計学を専門とする大学教授として豊富な専門知識と経験を有し、経営に関する高い見識を当社の経営に反映しており、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。その高い見識を生かし、取締役会における適切な発言・指摘等により経営に対する監督機能を果たすこと、ならびに代表取締役の任意の諮問機関である人事報酬委員会の委員として当社の経営陣幹部の選解任、役員候補者の指名および経営陣幹部・取締役の報酬案について助言を行うことを通じて客観性および説明責任の強化が図られることを期待しております。



所有する当社株式の数

900株

候補者番号  
9 よし かわ しげ あき  
**吉川 恵章**  
 (1953年6月23日生)

再 任

社外取締役

独立役員

**略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）**

1977年 4月 三菱商事(株)入社  
 2008年 4月 同社執行役員業務部長  
 2010年 4月 同社執行役員欧阿中東CIS副統括  
 2013年 4月 同社常務執行役員中東・中央アジア統括  
 2016年10月 (株)三菱総合研究所副社長執行役員  
 2016年12月 同社代表取締役副社長  
 2017年 6月 公立大学法人福島県立医科大学経営審議会委員  
 現在に至る  
 2020年12月 (株)三菱総合研究所常勤顧問  
 2021年 4月 学校法人昭和女子大学ビジネスデザイン学科客員教授兼現代ビジネス研究所特別研究員  
 現在に至る  
 2022年 1月 (株)三菱総合研究所顧問  
 2022年 6月 アズビル(株)社外取締役  
 現在に至る  
 2023年 6月 一般社団法人日本シンガポール協会会長兼代表理事  
 現在に至る  
 当社社外取締役  
 現在に至る

**社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要**

吉川恵章氏は、総合会社における豊富な経験と実績およびシンクタンク・コンサルティング企業の代表取締役としての経営経験を有し、経営に関する高い見識を当社の経営に反映しており、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。これらの高い見識を生かし、取締役会における適切な発言・指摘等により経営に対する監督機能を果たすことを期待しております。



所有する当社株式の数  
400株

候補者番号 こばやし まみ  
**10** 小林 麻実  
(1964年9月20日生)

再任

社外取締役

独立役員

**略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）**

1987年4月 ㈱日本経済社入社  
1988年9月 ㈱朝日新聞社入社  
1990年10月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社  
1994年12月 ユナイテッド・テクノロジーズ(米国)入社  
2002年10月 森ビル(株)文化事業部ライブラリーディレクター  
2010年4月 同社文化事業部ライブラリーアドバイザー  
2024年6月 当社社外取締役  
現在に至る

**社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要**

小林麻実氏は、経営戦略コンサルティング企業、グローバル企業を含む事業会社におけるナレッジマネジメント等に関する豊富な経験と実績を有し、経営に関する高い見識を当社の経営に反映しており、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。これらの高い見識を生かし、取締役会における適切な発言・指摘等により経営に対する監督機能を果たすことを期待しております。



所有する当社株式の数  
0株

候補者番号 たなか さなえ  
**11** 田中 早苗  
(1962年7月15日生)

新任

社外取締役

独立役員

**略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）**

1989年4月 弁護士  
現在に至る  
1991年9月 田中早苗法律事務所代表  
現在に至る  
2011年3月 ㈱ノエビアホールディングス社外取締役  
2015年3月 ㈱パイロットコーポレーション社外取締役  
2015年5月 松竹(株)社外取締役  
2023年3月 アサヒグループホールディングス(株)社外監査役（2025年3月社外取締役に就任）  
現在に至る  
2023年6月 ㈱テレビ朝日ホールディングス社外取締役  
現在に至る

**社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要**

田中早苗氏は、弁護士として企業法務に精通し、事業会社における社外取締役および社外監査役の経験を有し、当社社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考え、選任をお願いするものであります。その高い見識を生かし、取締役会における適切な発言・指摘等により経営に対する監督機能を果たすことを期待しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 園田智昭、吉川恵章、小林麻実および田中早苗の各氏は、社外取締役候補者であり、園田智昭、吉川恵章および小林麻実の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。田中早苗氏を含む各氏の選任（再任を含む）が承認可決され、社外取締役に就任した場合、各氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 園田智昭、吉川恵章および小林麻実の各氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって園田智昭氏は3年、吉川恵章氏は2年、小林麻実氏は1年となります。
4. 園田智昭氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はなく、田中早苗氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】から、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
5. 当社は、社外取締役である園田智昭、吉川恵章および小林麻実の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定し、責任の限度額を法令で定める最低責任限度額とする契約を締結しており、各氏の再任が承認可決された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。また、田中早苗氏の選任が承認可決され、社外取締役に就任した場合、当社は、同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役がその職務に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担する法律上の損害賠償金（判決金、和解金等）、争訟費用等を補償することとしております。なお、当社取締役の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当社から当社取締役に対する責任追及（株主代表訴訟を除く）に係る損害賠償金、争訟費用等、犯罪行為を行った当社取締役の損害賠償金、争訟費用等を補償対象外としております。各取締役候補者は、その選任が承認可決され、取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当社は、当該保険契約を当社取締役の任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役宮田芳文氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。



所有する当社株式の数

1,000株

みや た よしふみ

**宮田 芳文**

(1952年10月19日生)

再任

社外監査役

独立役員

#### 略歴、当社における地位(重要な兼職の状況)

1978年4月 第一生命保険相互会社入社  
 2006年4月 同社執行役員総合金融法人部長  
 2009年4月 同社常務執行役員  
 2010年6月 ㈱ツガミ社外監査役  
 2012年6月 資産管理サービス信託銀行㈱代表取締役副社長  
 2018年10月 ㈱ウェルネストコミュニケーションズ社外取締役  
 現在に至る  
 2021年6月 当社社外監査役  
 現在に至る

#### 社外監査役候補者とした理由

宮田芳文氏は、金融機関等における豊富な経験（経営経験を含む）に加え、他社（製造業）における社外監査役の経験を有しており、経営および監査に関する高い見識を当社の監査に反映しており、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注)
1. 宮田芳文氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
  2. 宮田芳文氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認可決され、社外監査役に就任した場合、引き続き独立役員として指定する予定であります。
  3. 宮田芳文氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
  4. 当社は、社外監査役である宮田芳文氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定し、責任の限度額を法令で定める最低責任限度額とする契約を締結しており、同氏の再任が承認可決された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。
  5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社監査役がその職務に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担する法律上の損害賠償金（判決金、和解金等）、争訟費用等を補償することとしております。なお、当社監査役の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当社から当社監査役に対する責任追及（株主代表訴訟を除く）に係る損害賠償金、争訟費用等、犯罪行為を行った当社監査役の損害賠償金、争訟費用等を補償対象外としております。宮田芳文氏は、その選任が承認可決され、監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当社は、当該保険契約を同氏の任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

## 【ご参考】

当社が取締役会全体として具備することを期待する経験、知識、能力等（スキル）の詳細は次頁＜スキルについての考え方＞の通りであります。当該スキルは、さまざまな環境の変化に伴い随時見直しを行います。

本総会の第2号議案および第3号議案が原案通り承認可決された場合における、当社取締役・監査役が有するスキルは以下の通りであります（なお、取締役11名のうち女性は2名、監査役5名のうち女性は1名）。

	氏名	企業経営・サステナビリティ	研究開発	事業戦略・マーケティング	国際経験	IT	財務会計	法務・コンプライアンス	資格
取締役	持田直幸	○		○	○		○		
	坂田中	○		○	○	○	○	○	
	神潤一		○	○	○				薬剤師
	三石基	○		○	○	○	○	○	米国NY州 弁護士
	川上裕		○						薬剤師
	根津淳一		○		○				薬剤師
	宮嶋謙二			○					
	園田智昭	○			○		○		公認会計士
	吉川恵章	○		○	○			○	
	小林麻実	○		○	○	○			
	田中早苗	○						○	弁護士
監査役	橋本好晴			○	○	○	○	○	
	竹田雅好						○		
	和貝享介					○	○		公認会計士
	鈴木明子				○			○	弁護士
	宮田芳文	○			○		○		

（注）上記一覧は、各氏の有する全ての経験、知識、能力等を表すものではありません。

<スキルについての考え方>

当社グループの企業理念、長期ビジョン（医療・健康ニーズに応えることで、グローバルにも存在価値を認められる特色ある生命・健康関連企業グループとして成長する）、マテリアリティ（重要課題）等も踏まえて次の各スキルを選定しております。

企業経営・サステナビリティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役会が、当社グループの長期ビジョン、マテリアリティ、中期経営計画等の達成・実現に向け、経営意思決定と業務執行監督の機能を適切に果たすための企業経営のスキル</li> <li>・当社グループ全体として、中長期的な経営方針・計画の策定やサステナビリティを巡る課題への対応等を適切に行うためのスキル</li> </ul>
研究開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ニーズを満たす特色ある製品の創出」等を通じグローバルにも存在価値を認められる特色ある生命・健康関連企業グループとして成長するための研究開発のスキル</li> </ul>
事業戦略・マーケティング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「2031年のありたい姿」の実現に向け「製品価値の最大化」等を推進するための、当社グループの事業領域等における事業戦略・マーケティングのスキル</li> </ul>
国際経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルにも存在価値を認められるための、グローバルベースの視点に基づく意思決定、海外事業のマネジメント等のスキル</li> </ul>
IT	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「2031年のありたい姿」の実現に向け「成長を支える経営基盤強化」等を推進しうる先端IT技術に関するスキル</li> </ul>
財務会計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成長投資の継続、株主還元等を通じて株主価値向上を目指すために必要な、財務・管理会計、経営指標、税務、金融規制等に関するスキル</li> </ul>
法務・コンプライアンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社グループがグループ行動憲章に基づき社会的要請への対応として重視するコンプライアンスに関し、環境の変化も踏まえ、その実効性を確保するためのスキル</li> <li>・「2031年のありたい姿」の実現に向け、法務・コンプライアンスリスクを踏まえた判断を適切に行うための法務等に関するスキル</li> </ul>

#### 第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）承認の件

当社は、2022年6月29日開催の当社第84回定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、「旧対応方針」といいます）につき、株主のご承認をいただきましたが、旧対応方針の有効期間は本総会の終結時までとされており、当該有効期間の満了に当たり、当社は、旧対応方針の基本的内容を維持することとし、本総会における株主のご承認を条件に、2025年5月12日開催の当社取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）（以下、「本対応方針」といいます）を以下のとおり決定し、同日公表いたしました。

なお、本対応方針の決定に当たり、①本対応方針の対象行為（大規模買付行為）の明確化のための定義変更、②取締役会の評価検討等のために大規模買付行為を行いまは行おうとする者に提出を求める情報（大規模買付情報）の拡充、③大規模買付行為への対抗措置発動に係る株主の皆様の意思を確認する場合の株主総会の議決権行使に関する記載の追加、④同対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要（別紙3）の詳細化等の所要の変更を行っております。

本議案は、本対応方針について、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

#### 1. 本対応方針の目的

現状において、当社は主要な株主とは良好な関係にあると共に、当社の安定株主比率等の指標は比較的高水準であるものの、これらの状況・指標は流動的であると共に、現在の法制度の下においては、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為がなされる可能性が否定できない状況にあると認識しております。本対応方針はこのような認識を踏まえ、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして決定したものです。当社取締役会は、下記3(1)に定める大規模買付行為に際し、株主の皆様に対し大規模買付行為を受け入れるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報が提供され、大規模買付者との交渉力を確保できるよう、以下のとおり、大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます）を定めることといたしました。

#### 2. 取締役会の判断の合理性・公正性を担保するための特別委員会の利用

##### (1) 特別委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、および大規模買付ルールが遵守された場合でも大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として株式または新株予約権の発行、株式または新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令および当社定款により許容される措置（以下、「対抗措置」といいます）を発動するか否かについて、当社取締役会の判断の合理性・公正性を担保するため、当社は、別紙1に概要を記載する特別委員会規則に従い、業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役および社外監査役により構成される特別委員会を設置いたしました。特別委員会の当初の委員は、社外取締役2名および

社外監査役1名といたしました。その略歴は、別紙2に記載のとおりです。

(2) 特別委員会への諮問、特別委員会の勧告の尊重

本対応方針に基づき当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、当社取締役会が対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は大規模買付ルールが遵守されているか否か、対抗措置の必要性および相当性等を十分検討した上で対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとします。大規模買付ルールが遵守された場合においても大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を発動するか否かについて、特別委員会が適切と判断する場合には、株主の皆様の意思を確認するための株主総会の決議を経ることを当社取締役会に対し勧告することができるものとします。特別委員会の勧告内容については、その概要を適時適切に株主の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

3. 大規模買付ルールの内容

(1) 対象となる大規模買付行為

大規模買付ルールは、以下の(i)から(iii)のいずれかに該当するもしくは該当する可能性がある当社株券等の買付けその他の取得行為またはこれらに類似する行為(但し、事前に当社取締役会が同意したものを除くものとし、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。このような行為を「大規模買付行為」といいます)がなされ、またはなされようとする場合を適用対象とします。大規模買付行為を行い、または行おうとする者(以下、「大規模買付者」といいます)は予め大規模買付ルールに従わなければならないものとします。

- (i) 特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付けその他の取得行為(注4)
- (ii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付けその他の取得行為
- (iii) 上記(i)または(ii)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、特定株主グループが、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じとします)との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為または当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係(注5)を樹立する行為(注6)(但し、当社株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の議決権割合の合計が20%以上となるような場合に限り)ます(当該行為における当該他の株主を、以下、「共同協調行為者」といいます)

- (注1) 特定株主グループとは、(i)当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします)、(ii)当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします)、または(iii)上記(i)若しくは(ii)の者の関係者(イ)これらの者との間でファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関、その他のこれらの者と実質的利害を共通にしている者、(ロ)これらの者の公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー、または(ハ)これらの者が実質的に支配し若しくはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者(なお、(ハ)の判定については、(注5)の共同協調行為者該当性の判定の基準を準用するものとします)をいいます。以下同じとします)を意味します。
- (注2) 議決権割合とは、(i)特定株主グループが(注1)の(i)の場合には、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます)も加算するものとします)、または(ii)特定株主グループが(注1)の(ii)の場合には、当該買付者および当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます)の合計をいいます。各株券等保有割合の計算上、(イ)(注1)の(i)における当該保有者または(注1)の(ii)における当該買付者(以下本(注2)において「当初株主」といいます)の共同保有者または特別関係者および(ロ)当初株主または上記(イ)の者の関係者は、本対応方針においては当初株主の共同保有者または特別関係者とみなします(以下同じとします)。なお、各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます)は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- (注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の2第1項または同法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。
- (注4) 買付けその他の取得行為には、(i)特定株主グループが(注1)の(i)の場合には、売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することおよび金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含み、(ii)特定株主グループが

(注1)の(ii)の場合には、買付けその他の有償譲受けおよび金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

- (注5) 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係・親族関係等の人的関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成、当社株券等の取得の状況(取得の数量、時期および態様を含みます)、当社株券等に係る議決権その他の共益権の行使状況、当社の事業や経営方針に関する主張等の類似・同調状況、当該特定株主グループおよび当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響、当該特定株主グループおよび当該他の株主による他の上場会社の株券等の取得状況、当該株券等に係る議決権その他の共益権の行使状況、その他当該特定株主グループと当該他の株主の間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実等を基礎に行うものとします。
- (注6) 本文の(iii)所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、上記(iii)の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

## (2) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の実行に先立ち、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」を提出いただきます。意向表明書には、大規模買付者の①名称、住所、②設立準拠法、③代表者の氏名、④国内連絡先、⑤提案する大規模買付行為の概要および⑥大規模買付ルールに従う旨の誓約の記載を要します。

## (3) 大規模買付情報の提出

当社は、上記(2)の意向表明書受領後10営業日以内に、株主の皆様の判断および当社取締役会の評価検討のために提出されるべき必要かつ十分な情報(以下、「大規模買付情報」といいます)のリストを大規模買付者に交付します。提出された情報だけでは大規模買付情報として不十分と考えられる場合には、追加情報の提供を要請することがあります。なお、大規模買付情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は、以下のとおりです。また、大規模買付行為の提案があった事実および大規模買付情報は、速やかに特別委員会に提出すると共に、当社取締役会が株主の皆様の判断に必要であると判断した場合または適用ある法令、金融商品取引所規則等に従い株主の皆様に開示が必要であると判断した場合には、その全部または一部を開示いたします。なお、大規模買付情報、

意向表明書その他の本対応方針に基づき提出されるべき書類・情報等は日本語で提出いただきます。

- ① 大規模買付者およびそのグループ(共同保有者、特別関係者および(ファンドの場合)組合員その他の構成員を含みます)の詳細(名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、役員の内歴等、過去の企業買収の経緯およびその結果、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験、過去の法令違反等の有無および内容等に関する情報、外国為替および外国貿易法第26条第1項に規定される「外国投資家」への該当性の有無およびその根拠となる情報を含みます)
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容(買付対価の種類・価額、買付時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性、買付完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨、その理由等を含みます)
- ③ 過去60日間において大規模買付者が行った当社株券等に係る全ての取引の内容並びに当社株券等に関して大規模買付者が締結した契約、取決めその他の合意(大規模買付者が既に保有するまたは大規模買付行為により取得を予定する当社株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約、取決めその他の合意を含みます)(その履行可能性を問いません)の有無およびこれらが存する場合にはその内容
- ④ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡(当社に対して金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます)の有無および意思連絡が存する場合にはその内容
- ⑤ 買付対価の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容およびその算定根拠を含みます)
- ⑥ 買付資金の裏付け(大規模買付者に対する資金の提供者(実質的提供者を含みます)の名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます)
- ⑦ 大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの経営者候補(当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます)、経営方針、事業計画、資本政策、配当政策その他の計画
- ⑧ 大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策およびその根拠
- ⑨ 当社および当社グループの取引先・顧客・従業員・地域社会その他のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
- ⑩ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑪ 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- ⑫ その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報

## (4) 当社取締役会による評価検討

当社取締役会は、大規模買付行為の評価検討の難易度に応じて、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には原則として最長60日間、その他の大規模買付行為の場合には原則として最長90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます)として確保する必要があると考えております。但し、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重のうえ、当該評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案等に必要とされる合理的な範囲で、取締役会評価期間を30日間を限度として延長できるものとします。なお、当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨および取締役会評価期間が満了する日を開示いたします。また、取締役会評価期間を延長する場合には、延長期間とその理由を速やかに開示いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、また、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付情報を十分に評価検討し、特別委員会の勧告を最大限尊重のうえ、当社取締役会としての意見を取りまとめ、株主の皆様へ開示します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後(当社取締役会が下記4(2)なお書に従い株主総会の決議を経ることを決定した場合には株主総会が対抗措置を発動しないことを決定後)にのみ開始されるべきものとします。

## 4. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

## (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重のうえ、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、対抗措置を発動し、大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することになります。

当社取締役会が具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、別紙3に記載のとおりです。

## (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に大規模買付行為に反対であったとしても、意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等に留め、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が、例えば以下の①から⑧のいずれかに該当し、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重のうえ、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、対抗措置を発動することがあります。

- ① 真に当社の経営に参加する意思なく、高値で当社株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを行っているとは判断される場合
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に必要な資産(ノウハウ、営業秘密等を含む)、取引関係等を大規模買付者、そのグループ会社等に移譲させる目的で当社株式の買付けを行っているとは判断される場合
- ③ 当社の資産を大規模買付者、そのグループ会社等の債務の担保、弁済原資等として流用する目的で当社株式の買付けを行っているとは判断される場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、一時的な高配当をさせる目的または一時的な高配当による株価の急上昇時に当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買付けを行っているとは判断される場合
- ⑤ 強圧的二段階買収(最初の買付けで全株式の買付けを勧誘せず、2回目以降の買付条件を不利に設定し、または明確にしないで、公開買付け等の買付けを行うことをいいます)等、事実上、当社株主に株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- ⑥ 買付条件(買付対価の種類・価額、買付時期、関連する取引の仕組み、買付方法、大規模買付行為の実現可能性、買付後の経営方針・事業計画および買付後における当社の取引先・顧客・従業員・地域社会その他のステークホルダーに対する対応方針等を含みます)が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分または不適切と判断される場合
- ⑦ 大規模買付者による支配権取得により、当社株主をはじめ、取引先・顧客・従業員・地域社会その他のステークホルダーとの関係その他の当社の企業価値の源泉を破壊すること等により、当社の企業価値の著しい毀損が予想され、または当社の企業価値の維持および向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑧ 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切と判断される場合

なお、当社取締役会は、特別委員会が上記2(2)に従い株主総会の決議を経ることを勧告した場合、または必要な時間等を勘案したうえ取締役会が善管注意義務に照らし株主総会の決議を経ることが適切と判断する場合には、株主総会の決議を経ることとします。

この場合において、当該大規模買付行為の態様により、当該大規模買付行為と実質的な利害関係を有しない株主(新株予約権の行使制限者(別紙3に定義する)等を除く)の皆様の議決権行使結果に基づいて株主の皆様の意思を確認することがあります。

(3) 当社取締役会による再検討(対抗措置の発動の中止等)

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かについて決定した後であっても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合等、当該決定の前提となっ

た事実関係に変動が生じた場合には、改めて特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重のうえ、対抗措置の発動、中止または変更に関する決定を行うことができます。この場合、特別委員会が必要と認める事項を含め、適時適切な開示を行います。

5. 本対応方針の有効期間、変更および廃止

本対応方針は本総会における株主の承認により効力が発生しますが、その有効期間は、2028年6月開催予定の当社定時株主総会の終結時までとします。但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合には、本対応方針は廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本対応方針の有効期間中であっても、関係法令の改正、司法判断の動向および金融商品取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から必要と判断した場合には、特別委員会の承認を得たうえ、株主総会の承認の趣旨の範囲内で本対応方針を変更する場合があります。本対応方針の変更または廃止については、速やかに株主の皆様にお知らせします。

6. 法令の改正等による修正

本対応方針で引用する法令の規定は、2025年5月12日現在施行されている規定を前提としており、同日以後、法令の新設または改廃により、各項に定める条項または用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、当該条項または用語の意義等を適宜合理的に読み替えるものとします。

## 特別委員会規則の概要

1. 特別委員会の委員は3名以上とし、業務執行を行う当社経営陣から独立した当社社外取締役および当社社外監査役に該当する者から選任する(別紙2に記載の当初の委員を除き、当社取締役会が選任する)。
2. 特別委員会の委員の任期は2028年6月開催予定の定時株主総会の終結時までとする。当社社外取締役または当社社外監査役であった特別委員会の委員が、当社社外取締役または当社社外監査役でなくなった場合(再任された場合を除く)には、特別委員会の委員としての任期も同時に終了する。
3. 特別委員会は、次の①から③に定める事項について決定し、当該決定内容を理由を付して当社取締役会に対して勧告すると共に、本対応方針において特別委員会が行うことができると定められた事項を行う。なお、特別委員会の各委員および当社各取締役は、本対応方針に基づく判断、決定、勧告等に当たっては、専ら当社の企業価値および株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ①本対応方針に従った新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動の是非
  - ②本対応方針に従った新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の中止(当該新株予約権の無償取得を含む)
  - ③その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
4. 特別委員会は、大規模買付者に対し、提出された情報が大規模買付情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報の提供を求めることができるものとする。また、特別委員会は、大規模買付情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、大規模買付行為の内容に対する意見および根拠資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報の提供を求めることができる。
5. 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、説明を求めることができる。
6. 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者(投資銀行、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む)の助言を得ることができる。
7. 特別委員会の各委員および当社取締役会は、大規模買付行為がなされた場合その他いつでも必要に応じ特別委員会を招集することができる。
8. 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故があるときその他やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

## 特別委員会の委員の略歴

釘澤 知雄

【略歴】

1955年生まれ

1987年4月

弁護士

現在に至る

東京富士法律事務所入所

1995年4月

同法律事務所パートナー

2005年4月

大宮法科大学院大学教授

2006年6月

オー・ジー(株)社外監査役

2012年6月

当社社外取締役

現在に至る

2019年4月

中央大学法科大学院客員教授

現在に至る

2023年1月

東京富士法律事務所代表

現在に至る

吉川 恵章

【略歴】

1953年生まれ

1977年4月

三菱商事(株)入社

2008年4月

同社執行役員業務部長

2010年4月

同社執行役員欧阿中東CIS副統括

2013年4月

同社常務執行役員中東・中央アジア統括

2016年10月

(株)三菱総合研究所副社長執行役員

2016年12月

同社代表取締役副社長

2017年6月

公立大学法人福島県立医科大学経営審議会委員

現在に至る

2020年12月

(株)三菱総合研究所常勤顧問

2021年4月

学校法人昭和女子大学ビジネスデザイン学科客員教授兼現代

ビジネス研究所特別研究員

現在に至る

2022年1月

(株)三菱総合研究所顧問

2022年6月

アズビル(株)社外取締役

現在に至る

2023年6月

一般社団法人日本シンガポール協会会長兼代表理事

現在に至る

当社社外取締役

現在に至る

宮田 芳文

【略歴】

1952年生まれ

1978年4月

第一生命保険相互会社入社

2006年4月

第一生命保険相互会社執行役員総合金融法人部長

2009年4月

同社常務執行役員

2010年6月

(株)ツガミ社外監査役

2012年6月

資産管理サービス信託銀行(株)代表取締役副社長

2018年10月

(株)ウェルネスコミュニケーションズ社外取締役

現在に至る

2021年6月

当社社外監査役

現在に至る

以 上

## 新株予約権の無償割当てを行う場合の概要

1. 割当対象株主および割当方法  
当社取締役会にて定める割当期日における最終の株主名簿に記載された株主に対し、その所有する当社普通株式(但し、当社の所有する当社普通株式を除く)1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数  
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
3. 割当てる新株予約権の総数  
当社取締役会が定める割当期日における最終の当社普通株式の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数(当社の所有する当社普通株式を除く)を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の無償割当てを行うことがある。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額  
新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は当社普通株式1株当たり金1円以上で当社取締役会が定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
6. 新株予約権の行使条件  
大規模買付者を含む特定株主グループや当該特定株主グループから新株予約権を当社取締役会の承認を得ずに譲受けまたは承継した者ならびにこれらに該当する者の関連者(注)(以下、総称して「行使制限者」といいます)でないこと等を行行使の条件として定める(詳細については、当社取締役会において別途定める)。  
(注)ある者の関連者とは、①ある者とファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関、その他のこれらの者と実質的利害を共通にしている者、②これらの者の公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザーまたは③実質的にこれらの者を支配し、これらの者に支配され若しくはこれらの者と共同の支配下にある者、またはこれらの者と実質的に共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めたる者をいう。なお、③の判定については、共同協調行為者該当性の判定の基準を準用するものとする。
7. 当社による新株予約権の取得
  - (1) 当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、行使制限者以外の者が所有する前営業日までに未行使の新株予約権を取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき、対象株式数の当社普通株式を交付することができる。
  - (2) 当社は、新株予約権の行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得す

ることが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日が到来することをもち、全ての新株予約権を無償で取得することができる。

- (3) 上記のほか詳細については、当社取締役会において別途定める。なお、行使制限者が所有する新株予約権について、一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項を付す場合がある。
8. 新株予約権の行使期間等  
新株予約権の無償割当ての効力発生日、行使期間その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以 上

<ご参考>

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として、①当社および当社グループが1913年の創業以来蓄積してきた研究開発・製造・販売等の各分野における専門知識・経験・ノウハウ、これらを担う従業員、当社および当社グループの取引先・顧客・従業員・地域社会その他のステークホルダーとの間に築かれた信頼関係、高品質な医薬品等の供給能力、良好な財務体質、その他の当社の企業価値の様々な源泉、②長期的な視野のもとに継続的かつ安定的に医薬品等の研究開発、高品質な医薬品等の製造販売、適正使用情報の提供・管理等を実施・推進することが不可欠であること等の当社および当社グループの事業特性を十分に理解し、上記①および②に基づく適切な経営方針、事業計画等の立案・実施を通じ、当社の企業価値および株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者が望ましいと考えております。

もっとも、当社の支配権の移転を伴う買付行為を受け入れるか否かを含め、当社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様により決定されるべきであると考えております。また、株主の皆様が当該買付行為を受け入れるか否かの判断を適切に行うためには、当該買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担っている当社取締役会から提供される情報および当該買付行為に対する当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが不可欠であると考えております。

他方、当該買付行為のなかには、株主に株式の売却を強要するおそれがあるもの、株主が当該買付行為を受け入れるか否かを検討し、当社取締役会が当該買付行為を評価検討し、必要に応じ当該買付者との間で条件改善について交渉し、代替案を提示するための十分な時間・情報が確保できないもの等、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく毀損するおそれのあるものもあります。

当社は、このような買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 株主および投資家の皆様に与える影響等

(1) 本対応方針が株主および投資家の皆様に与える影響等

本対応方針は、株主の皆様に対し、大規模買付行為を受け入れるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報・時間を提供し、大規模買付者との交渉力を確保するものであり、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資するものであると考えます。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、適用ある法令、金融商品取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が法的または経済的に格別の損失を被る事態は想定しておりません。

対抗措置の一つとして新株予約権の無償割当てを行う場合は、大規模買付者等以外の株主の皆様は引受けの申込みを要することなく、その保有する当社株式数に応じて当該新株予約権の割当てを受け、また当社が当該新株予約権の取得の手続をとることにより、当該新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込み、払込み等の手続は必要となりません。これらの手続の詳細については、実際にこれらの手続が必要となった際に、適時適切な開示を行います。なお、特別委員会の勧告を受けて、当社取締役会が新株予約権の無償割当ての中止または新株予約権の無償割当て後に当該新株予約権の無償取得(当社が当該新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は当該新株予約権を失います)を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないため、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

3. 本対応方針が上記1. の基本方針に沿い、株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことに関する取締役会の判断およびその理由  
当社は、下記の理由により、本対応方針が当該基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと考えております。
  - (1) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって決定されていること  
本対応方針は、株主の皆様に対し、大規模買付行為を受け入れるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報・時間を提供し、大規模買付者との交渉力を確保するものであり、当社の株主共同の利益に資するものであると考えます。
  - (2) 合理的な客観的要件の設定  
本対応方針における対抗措置は、合理的な客観的要件が充足されない限り発動されないため、当社取締役会による恣意的な発動を防止する内容となっています。
  - (3) 株主の意思の尊重・反映  
当社は本総会において本対応方針を議案としてお諮りし、株主のご賛同が得られなかった場合には、本対応方針は発効しないこととなっております。また、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において、本対応方針を廃止または変更する旨の決議がなされた場合、本対応方針はその時点で廃止または変更されることとされており、本対応方針に対する株主の皆様の意思が反映されることとなっております。
  - (4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示  
本対応方針における対抗措置の発動の是非に関する実質的な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される特別委員会により行われることとされています。  
また、その判断の概要については株主の皆様が開示いたしますので、当社の企業価値および株主共同の利益に資するよう本対応方針の透明な運用が確保される仕組みとなっています。
  - (5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策でないこと

本対応方針は、当社株主総会または当社取締役会の決議で廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は、取締役任期を1年とし、期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型の買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

以 上

# 事業報告

(自 2024年4月1日)  
(至 2025年3月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の国内経済は緩やかな回復が続いた一方、不安定な国際情勢や、為替変動、物価上昇もあり、先行き不透明な状況で推移しました。医薬品業界は、医療費抑制政策が継続的に推し進められる中、毎年薬価改定が実施されるなど、引き続き厳しい環境下にあります。

当社グループ（当社および連結子会社、以下同じ）は、医療・健康ニーズに応え、グローバルにも存在価値を認められる特色ある生命・健康関連企業グループとして成長するために、研究・開発から製造・販売までのグループ総合力を結集し、持続的成長に向けて選択と集中を進め、更なる環境変化に対応すべく収益構造の再構築を進めてきました。当連結会計年度を含む22-24中期経営計画期間中は、「新薬を中心とした重点領域における収益の最大化」「将来の競争力に結びつく事業活動への投資」「イノベーション創出と生産性向上に向けた企業体制の強化」を重点課題として取り組みました。

当連結会計年度における医薬品関連事業は、重点領域の「循環器、産婦人科、精神科、消化器」にリソースを集中し、主力製品を中心とした情報提供活動を積極的に展開しました。また、ヘルスケア事業は、皮膚科医・産婦人科医や看護師等の高い支持を基盤としたマーケティングの推進に努め、市場開拓を図りました。

その結果、当連結会計年度の売上高は105,159百万円で前期比2.2%の増収となりました。

これを事業別に見ますと、医薬品関連事業は薬価改定および2024年10月に導入された長期収載品の選定療養の影響を受けたものの、主に新薬が伸長し、売上高は97,989百万円で前期比1.6%の増収となりました。新薬の売上高は、潰瘍性大腸炎治療剤「リアルダ」、慢性便秘症治療剤「グーフイス」「モビコール」、痛風・高尿酸血症治療剤「コリス」、肺動脈性肺高血圧症・間質性肺疾患に伴う肺高血圧症治療剤「トレプロスト」および潰瘍性大腸炎・クローン病治療剤「オンポー」が伸長しました。潰瘍性大腸炎治療剤「コレチメント」も寄与しました。長期収載品および後発品の売上高は、前期を下回りました。ロイヤリティ収入は前期に比べて増加しました。

ヘルスケア事業の売上高は7,169百万円で前期比11.5%の増収となりました。抗真菌成分配合シャンプー・石鹸をはじめとする「コラージュフルフルシリーズ」、および基礎化粧品「コラージュリペアシリーズ」の売上高が伸長しました。

次に当連結会計年度の利益面につきましては、医薬品関連事業の売上高増加に伴う売上総利益の増加と研究開発費の減少を主な要因として販売費及び一般管理費が減少したことにより、営業

利益は8,126百万円で前期比40.1%の増益となりました。経常利益は8,067百万円で前期比33.6%の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は5,685百万円で前期比25.0%の増益となりました。

研究開発の状況につきましては、研究面では、オープンイノベーションの推進、および外部リソースを活用した創薬により細胞・核酸・遺伝子などの新たなモダリティを取り込み、創薬パイプラインの充実を図っております。再生医療等製品の分野においては、間葉系幹細胞を用いたプロジェクトに優先的に取り組んでおり、乳歯歯髄幹細胞SHED、高純度間葉系幹細胞REC、臍帯由来細胞「HLC-001」による治療法の開発を進めております。核酸医薬については、高度な専門性を有する人材や、創薬技術の獲得を積極的に進め、競争優位性のある創薬研究を推進しております。また、当社が創製し、千寿製薬株式会社がドライアイ治療薬として開発を進めているTRPV1拮抗薬については、同社が日本において製造販売承認申請を2025年1月に行いました。

臨床開発面では以下の進展がありました。

- 製造販売承認取得
  - ・ 「トレプロスト吸入液」の間質性肺疾患に伴う肺高血圧症に対する効能・効果追加（2024年9月）
- 製造販売承認申請
  - ・ 潰瘍性大腸炎治療剤「リアルダ」の小児適応の用法・用量追加（2024年7月）
  - ・ 関節リウマチの治療剤であるトシリズマブのバイオ後続品「RGB-19」（2025年3月）
- 第Ⅱ/Ⅲ相試験開始
  - ・ 月経困難症治療剤「MD-352」（2024年10月）
  - ・ 肺高血圧症治療剤「MD-712」（「TYVASO DPI」）（2024年12月）
- 新薬承認申請（中国）
  - ・ 住友製薬(蘇州)と提携して開発を進めている高純度EPA製剤「MND-21」（2024年7月申請受理）

また、日本イーライリリー株式会社が開発し、当社が販売する「オンボー」について、同社がクローン病に対する効能・効果追加の製造販売承認を2025年3月に取得しました。

アライアンスに関しては以下の進展がありました。

- 販売契約締結
  - ・ Meiji Seika ファルマ株式会社とASEAN地域および台湾における「エパデール」の販売に関する契約（2024年8月）
  - ・ 米国ユナイテッド・セラピューティクス社との肺高血圧症治療剤「TYVASO DPI」の国内における販売権に関する契約（2024年10月）

- ・ 韓国Kuhnil Pharm. Co., Ltd.との韓国における「エパデール」の販売に関する契約 (2024年12月)
- 共同事業化契約締結
  - ・ 株式会社S-Quatreとの乳歯歯髄幹細胞「SHED」の小児脳性麻痺および外傷性脳損傷を対象とした共同事業化契約 (2025年3月)

バイオマテリアル事業においては以下の進展がありました。

- 検証的治験開始
  - ・ 海綿体神経損傷治療材「dMD-002」(2024年12月)
- 510(k)許可取得 (米国)
  - ・ 神経再生誘導材「ReFeel」(2024年6月)

当連結会計年度の研究開発費は11,676百万円であります。

## (2) 資金調達等についての状況

### ① 資金調達

当連結会計年度の資金調達につきましては、特記すべき事項はありません。なお、安定した資金調達手段を確保し、機動的に資金調達を行うため、特定融資枠契約（コミットメントライン契約）を締結しております。

### ② 設備投資

当連結会計年度の設備投資額は、医薬品関連事業における医薬品生産設備の増強・合理化および医薬品研究設備の更新を中心に1,609百万円であります。

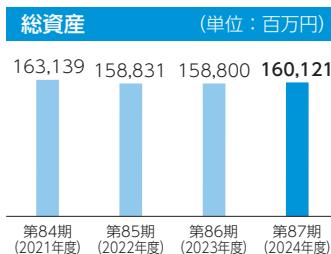
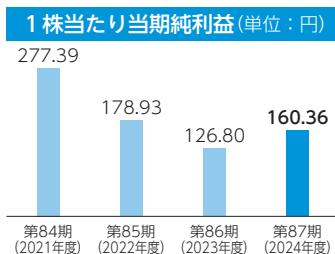
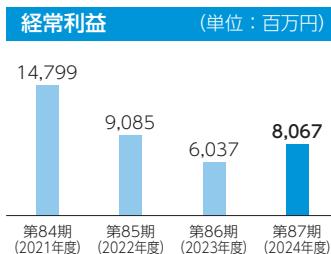
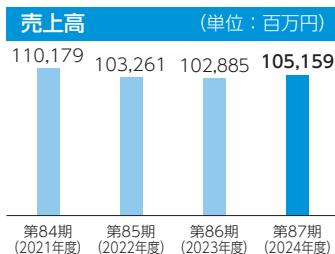
これらの所要資金は全て自己資金で賄っております。

### (3) 財産および損益の状況

#### ① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 84 期 2021年度	第 85 期 2022年度	第 86 期 2023年度	第 87 期 2024年度 (当連結会計年度)
売 上 高	110,179百万円	103,261百万円	102,885百万円	105,159百万円
経 常 利 益	14,799百万円	9,085百万円	6,037百万円	8,067百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	10,569百万円	6,649百万円	4,547百万円	5,685百万円
1株当たり当期純利益	277.39円	178.93円	126.80円	160.36円
総 資 産	163,139百万円	158,831百万円	158,800百万円	160,121百万円
純 資 産	128,646百万円	126,775百万円	127,967百万円	130,694百万円

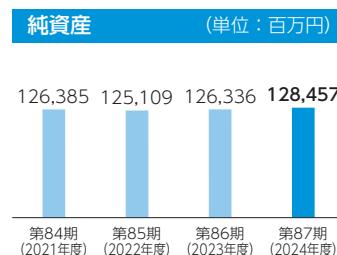
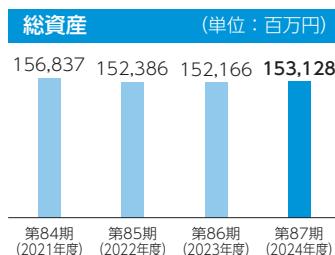
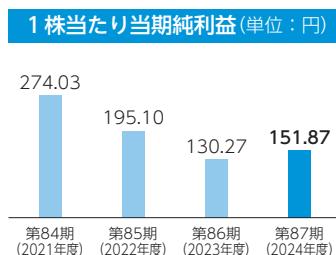
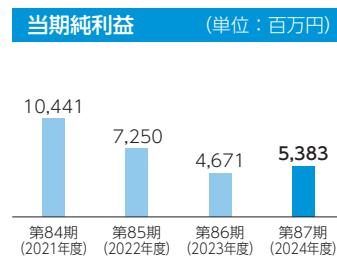
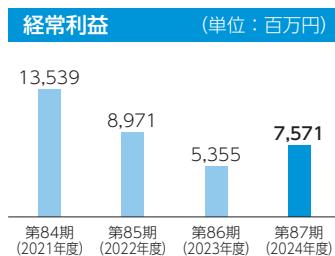
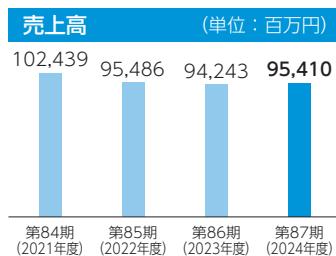
(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。なお、期中平均発行済株式総数については、自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。



② 当社の財産および損益の状況

区 分	第 84 期 2021年度	第 85 期 2022年度	第 86 期 2023年度	第 87 期 2024年度 (当事業年度)
売 上 高	102,439百万円	95,486百万円	94,243百万円	95,410百万円
経 常 利 益	13,539百万円	8,971百万円	5,355百万円	7,571百万円
当 期 純 利 益	10,441百万円	7,250百万円	4,671百万円	5,383百万円
1株当たり当期純利益	274.03円	195.10円	130.27円	151.87円
総 資 産	156,837百万円	152,386百万円	152,166百万円	153,128百万円
純 資 産	126,385百万円	125,109百万円	126,336百万円	128,457百万円

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。なお、期中平均発行済株式総数については、自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。



#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、長期ビジョンを『医療・健康ニーズに応えることで、グローバルにも存在価値を認められる特色ある生命・健康関連企業グループとして成長する』と定めています。2022年5月、今後ますます厳しくなることが予想される事業環境を乗り越えて持続的に成長するため、長期ビジョンを具体化し、当社グループが目指す「2031年のありたい姿」を策定しました。

「2031年のありたい姿」の実現に向けて、2022年度からスタートした「22-24中期経営計画」は「土台作りの3年間」と位置づけ、イノベーション創出と生産性向上をテーマとして取り組みました。この期間に得られた成果や把握した課題を踏まえ、2025年度からの3年間に取り組む「25-27中期経営計画」を策定しました。25-27中期経営計画期間は「成長戦略加速の3年間」と位置づけ、以下の3つの重点テーマに取り組みます。コア事業と成長事業を両輪とした成長戦略により、2027年度売上高1,200億円、営業利益120億円、EBITDA+研究開発費265億円を目指します。成長事業からの利益貢献は2028年度以降に期待されるため、25-27中期経営計画期間中はコア事業によって成長を支えます。

## 成長戦略加速の概要

25-27中計の位置づけ

25-27中計では、成長戦略を加速させる重点テーマを3つ設定し、事業戦略・中計終了までの達成目標(=中計KPI)を設置



成長投資からの利益貢献は28年度以降に期待されるため、25-27中計期間中はコア事業によって成長を支える

### 1) コア事業の収益力強化

#### ・医薬事業

主要新薬5品目\*1の製品価値を最大化し、導入を通じてパイプラインを拡充することで収益力を強化します。また、フラッグシップ医薬品\*2のさらなる価値拡大とバイオシミラーの拡充に努め、売上高を伸長させます。

\*1 ユリス、オンポー、コレチメント、グーフイス、トレプロスト

\*2 高純度EPA製剤、ジエノゲスト製剤

#### ・ヘルスケア事業

コラーゲジューフルとコラーゲジュリペアの2大ブランドを確立し、ラインナップの拡充や販売網の最適化を通じて収益力を強化します。

### 2) 成長事業の継続投資

#### ・バイオマテリアル事業

早期上市により収益を確保すると同時に、事業基盤の整備と生産性の向上に取り組みます。

#### ・核酸医薬

医療的価値の高いsiRNA医薬を連続的に創製する能力を有する「siRNA医薬のリーディングカンパニー」を目指します。

#### ・細胞医薬

早期事業化を目指し、細胞ごとに再生医療に関する知見や技術を有する企業と提携し、研究開発や製造体制の確立を進めます。

#### ・グローバル展開

海外事業室を中心とした組織横断的な連携の強化と、エパデール、ジエノゲスト製剤およびバイオマテリアル事業を中心とした海外展開の進展を図ります。

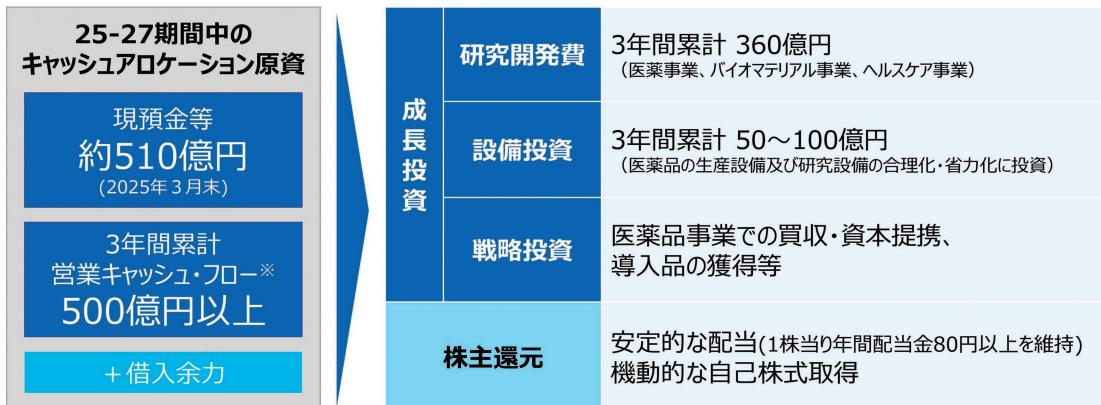
### 3) 成長を支える経営基盤の強化

#### ・財務戦略

利益水準向上と将来への投資を両立させ、ROEやPBRの向上を目指します。キャッシュアロケーションについては、対象期間（3年間）の累計で、医薬事業、バイオマテリアル事業およびヘルスケア事業の合計の研究開発費は360億円、医薬品の生産設備および研究設備の合理化や省力化に関する設備投資は50～100億円を計画しています。

## キャッシュアロケーション

成長を支える経営基盤強化



※累計営業キャッシュフローは、研究開発費を控除せずに算出

持田製薬株式会社

- ・人財・インフラの効率的活用  
組織風土変革、人財マネジメント体制強化、多様な人財の活躍促進を図ります。また、経営基盤を支えるインフラの整備にも取り組みます。
- ・適正な品質の製品の安定供給  
製品の品質管理を適切に推進するとともに、製造力の強化にも取り組みます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

事業区分	主要品目
医薬品関連	医療用医薬品、一般用医薬品等
ヘルスケア	医薬部外品、化粧品

(6) 主要拠点等および使用人の状況（2025年3月31日現在）

① 主要な営業所、工場および研究所

(当社)

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都	関西支店	大阪府
札幌支店	北海道	広島支店	広島県
仙台支店	宮城県	福岡支店	福岡県
関東甲信越支店	埼玉県	総合研究所	静岡県
首都圏支店	東京都	製剤研究所	静岡県
中部支店	愛知県		

(注) 2025年4月1日付にて総合研究所を創薬研究所に、製剤研究所をCMC研究所に名称変更しております。

(子会社)

会社名	名称	所在地
持田製薬工場株式会社	本社工場	栃木県
持田ヘルスケア株式会社	本社	東京都
持田製薬販売株式会社	本社	東京都
株式会社テクノネット	本社	東京都
株式会社テクノファイン	本社	静岡県

② 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,508名	△14名	43.5歳	16.9年

(注) 使用人数は就業人員数であります。なお臨時雇用者数は含んでおりません。

(7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
持田製薬工場株式会社	500百万円	100%	医薬品製造、ヘルスケア製品の製造
持田ヘルスケア株式会社	100百万円	100%	ヘルスケア製品の販売
持田製薬販売株式会社	10百万円	100%	医薬品販売
株式会社テクノネット	82百万円	100%	不動産の賃貸及び管理業務
株式会社テクノファイン	10百万円	(100%)	医薬品製造

(注) 1. 当社の出資比率欄の( )内は、間接出資比率を表示しており、株式会社テクノファインは持田製薬工場株式会社の100%子会社です。  
2. 主要な事業内容は当連結会計年度の内容を記載しております。

(8) 主要な借入先および借入額 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

## 2. 株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 120,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 36,390,000株（うち自己株式 939,531株）  
 (3) 株主数 6,611名  
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
公益財団法人持田記念医学薬学振興財団	5,688千株	16.05%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託)	3,179千株	8.97%
公益財団法人高松宮妃癌研究基金	1,683千株	4.75%
株式会社三菱UFJ銀行	1,586千株	4.48%
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者株式会社日本カストディ銀行	1,434千株	4.05%
株式会社ニッスイ	1,200千株	3.39%
持 田 直 幸	1,071千株	3.02%
持 田 健 志	949千株	2.68%
持 田 和 枝	847千株	2.39%
大正製薬ホールディングス株式会社	800千株	2.26%

- (注) 1. 上記のほか、当社所有の自己株式が939千株あります。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 3. 会社役員に関する事項

## (1) 取締役および監査役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	持田直幸	公益財団法人持田記念医学薬学振興財団理事長
代表取締役副社長 副社長執行役員	坂田中	社長補佐、業務全般担当
取締役専務執行役員	匂坂圭一	医薬営業、持田ヘルスケア担当
取締役専務執行役員	榊潤一	事業開発、事業推進、バイオマテリアル事業管掌
取締役専務執行役員	三石基	企画管理担当兼企画管理本部長
取締役常務執行役員	川上裕	信頼性保証担当兼持田製薬工場管掌
取締役常務執行役員	根津淳一	研究担当、医薬開発管掌
取締役	釘澤知雄	
取締役	園田智昭	
取締役	吉川恵章	アズビル株式会社社外取締役
取締役	小林麻実	
常勤監査役	橋本好晴	
常勤監査役	竹田雅好	
監査役	和貝享介	東京エレクトロン株式会社社外監査役 ニッセイ情報テクノロジー株式会社社外監査役
監査役	鈴木明子	
監査役	宮田芳文	株式会社ウェルネストコミュニケーションズ 社外取締役

- (注) 1. 取締役釘澤知雄、園田智昭、吉川恵章および小林麻実は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役和貝享介、鈴木明子および宮田芳文は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役釘澤知雄、園田智昭、吉川恵章および小林麻実ならびに監査役和貝享介、鈴木明子および宮田芳文を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。
5. 取締役常務執行役員水口清および取締役大槻奈那は、2024年6月27日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって任期満了となり退任いたしました。
6. 取締役常務執行役員根津淳一および取締役小林麻実は、2024年6月27日開催の第86回定時株主総会において新たに取締役に選任され就任いたしました。
7. 常勤監査役竹田雅好は、長年にわたり当社経理部で経理業務の経験を重ねており、財務およ

び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

8. 監査役和貝亨介は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 当事業年度中の取締役および監査役の地位・担当等の変更は、以下のとおりであります。

氏名	変更後	変更前	変更年月日
三石基	常務執行役員 企画管理担当 兼務 企画管理本部長	常務執行役員 企画管理、テクノネット担当 兼務 企画管理本部長	2024年4月1日
榑潤一	専務執行役員 事業開発、事業推進、 バイオマテリアル事業管掌	専務執行役員 事業開発担当、事業推進、 バイオマテリアル事業管掌	2024年6月27日
三石基	専務執行役員 企画管理担当 兼務 企画管理本部長	常務執行役員 企画管理担当、 兼務 企画管理本部長	2024年6月27日
川上裕	常務執行役員 信頼性保証担当、持田製薬工場管掌	常務執行役員 信頼性保証担当 兼務 信頼性保証本部長	2024年6月27日

## (2) 取締役および監査役の報酬等の総額

## ① 当事業年度に係る報酬等

役員区分	対象となる 役員の数	報酬等の種類別の総額			報酬等の 総額
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	13名 (5名)	224百万円 (32百万円)	79百万円 (-)	- (-)	304百万円 (32百万円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	52百万円 (21百万円)	12百万円 (-)	- (-)	64百万円 (21百万円)
計 (うち社外役員)	18名 (8名)	276百万円 (54百万円)	92百万円 (-)	- (-)	368百万円 (54百万円)

- (注) 1. 上記の取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬等の総額は、2014年6月27日開催の定時株主総会において年額550百万円以内（うち社外取締役年額50百万円以内）と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役1名）です。  
 3. 監査役の報酬等の総額は、2014年6月27日開催の定時株主総会において年額90百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名（うち社外監査役3名）です。  
 4. 上記の取締役および監査役の基本報酬の額には、株価連動報酬として在任期間中当社株式を保有するため、当社株式の継続取得を目的に役員持株会に拠出する一定額が含まれております。

## ② 取締役および監査役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針（取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を含む）の概要および決定方法

## 1. 取締役

当社は、取締役の報酬等の総額を株主総会において定め、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（以下「決定方針」といいます）の決定（2021年6月29日付取締役会決議）は、その公正性および透明性を確保するため独立社外取締役が委員の過半数を占める人事報酬委員会の意見を踏まえた上で行っております。また、取締役の個人別の月額報酬および賞与の支払時期、支払方法、個人別の金額等については、決定方針および人事報酬委員会の意見を踏まえて代表取締役社長持田直幸および代表取締役副社長坂田中（その地位および担当は47頁参照）による協議へ一任することを決定（取締役会決議）しております。一任の理由は、当社グループ全体の業績を踏まえ各取締役の貢献度等の評価を行い個人別の報酬等の内容を決定する者としては代表取締役が最も適すと判断するためです。

決定方針の概要は以下のとおりです。

取締役の報酬は、固定報酬である月額報酬と業績連動報酬である賞与をもって構成し、固定報酬（月額報酬）と業績連動報酬（賞与）の割合は、企業価値の向上を図るインセンティブとして適切に機能すると当社が判断する割合で設定します。

固定報酬（月額報酬）は、予め定めた基本報酬の額に役位・能力等に応じた加算を行った額を月次で支給いたします。業績連動報酬（賞与）は、月額報酬を基礎として算定した額を基準に、当社が会社業績の評価に係わる重要な指標と考える当期純利益（連結）および営業利益（連結）（併せて以下「連結業績」といいます）ならびに各取締役の貢献度の総合的な評価に基づいて決定し、具体的には、月額報酬を基礎として算定した冬季賞与と、月額報酬を基礎として算定した額に連結業績および個人業績の評価を反映して算定した夏季賞与の2回に分けて支給いたします。

当該連結業績評価は、前事業年度の連結業績を含む過去の連結業績を基準として当事業年度の連結業績の評価により行います（当事業年度の連結業績の実績は56頁参照）。

なお、社外取締役の報酬は、固定報酬である月額報酬をもって構成しております。

また、月額報酬の役位に応じた一定額は株価連動報酬として役員持株会に拠出して当社株式を継続的に取得し、取締役は当該取得した株式を原則在任期間中保有することとしております。

## 2. 監査役

当社は監査役の報酬等の総額を株主総会において定め、各監査役への配分については、監査役の協議により決定しております。

監査役の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針の概要は以下のとおりです。

監査役報酬は、固定報酬である月額報酬と業績連動報酬である賞与をもって構成し、業績連動報酬（賞与）は各監査役に期待される職務を基準に、連結業績も勘案し、当該監査役の貢献度の評価に基づいて決定いたします。

なお、社外監査役の報酬は、固定報酬である月額報酬をもって構成しております。

また、月額報酬の一定額は株価連動報酬として役員持株会に拠出して当社株式を継続的に取得し、監査役は当該取得した株式を原則在任期間中保有することとしております。

### ③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、決定方針に基づき代表取締役の協議により作成された案を基に、独立社外取締役が委員の過半数を占める人事報酬委員会の意見を踏まえて決定されていることから、当該決定の内容は決定方針に沿うものであると取締役会は判断しております。

## (3) 社外役員に関する事項

## ① 重要な兼職先と当社との関係

取締役吉川恵章はアズビル株式会社の社外取締役であります。なお、当社と同社との間には特別な利害関係はありません。

監査役和貝享介は、東京エレクトロン株式会社およびニッセイ情報テクノロジー株式会社の社外監査役であります。なお、当社と各社との間には特別の利害関係はありません。

監査役宮田芳文は、株式会社ウェルネストコミュニケーションズの社外取締役であります。なお、当社と同社との間には特別の利害関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	釘 澤 知 雄	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	園 田 智 昭	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	吉 川 恵 章	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	小 林 麻 実	2024年6月27日就任以降開催された取締役会12回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	和 貝 享 介	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会16回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	鈴 木 明 子	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会16回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	宮 田 芳 文	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会16回のうち15回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役釘澤知雄は、弁護士として企業法務に精通し、経営に関する高い見識を当社の経営に反映しており、その高い見識を生かし、当社取締役会において適切な発言・指摘を行うこと等により、経営に対する監督機能を果たしております。

取締役園田智昭は、会計学を専門とする大学教授として豊富な専門知識と経験を有し、経営に関する高い見識を当社の経営に反映しており、その高い見識を生かし、当社取締役会において適切な発言・指摘を行うこと等により、経営に対する監督機能を果たしております。

取締役吉川恵章は、総合本社における国内外での豊富な経験と実績、シンクタンク・コンサルティング企業の代表取締役としての経営経験を有し、経営に関する高い見識を当社の経営に反映しており、その高い見識を生かし、当社取締役会において適切な発言・指摘を行うこと等により、経営に対する監督機能を果たしております。

取締役小林麻実は、経営戦略コンサルティング企業、グローバル企業を営む事業会社におけるナレッジマネジメント等に関する豊富な経験と実績を有し、経営に関する高い見識を当社の経営に反映しており、その高い見識を生かし、取締役会における適切な発言・指摘等により、経営に対する監督機能を果たしております。

また、取締役釘澤知雄および園田智昭は、代表取締役の任意の諮問機関である人事報酬委員会の委員を務め、当事業年度開催の同委員会の全てに出席すること等により、当社の経営陣幹部の選解任、役員候補者の指名および経営陣幹部・取締役の報酬案について助言を行うことを通じ、客観性および説明責任の強化に寄与しております。

(4) 執行役員の状況（取締役による兼務は除く、2025年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当
常務執行役員	水野 均	バイオマテリアル事業担当兼バイオマテリアル事業本部長
常務執行役員	猶塚 正明	持田製薬工場担当
常務執行役員	保坂 義隆	事業推進担当兼事業推進本部長
常務執行役員	早野 泰嗣	医薬開発担当兼医薬開発本部長
常務執行役員	松末 朋和	事業開発担当兼事業開発本部長
執行役員	宮嶋 謙二	医薬営業本部長
執行役員	田口 泰	研究本部長兼総合研究所長
執行役員	友光 将人	信頼性保証本部長
執行役員	持田 健志	医薬開発本部副本部長 (開発企画推進、メディカルアフェアーズ担当)
執行役員	中野 玲子	事業開発本部副本部長
執行役員	牧野 純一	企画管理本部副本部長兼人事部長
執行役員	二宮 眞治	医薬営業本部副本部長 (支店・営業推進担当)
執行役員	大畑 順子	医薬開発本部副本部長（医薬開発担当）
執行役員	横須賀 雅明	法務・コンプライアンス部長

(注) 2025年4月1日付にて、以下のとおり担当の変更がありました。

常務執行役員 保坂 義隆 事業推進担当兼事業推進本部長兼新規事業室長  
 執行役員 田口 泰 研究本部長  
 執行役員 大畑 順子 医薬開発本部副本部長（再生医療担当）

(5) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

① 被保険者の範囲

当社は、当社および子会社5社（持田製薬工場株式会社、持田ヘルスケア株式会社、持田製薬販売株式会社、株式会社テクノネット、株式会社テクノファイン）の取締役、監査役および執行役員等（以下「役員等」といいます）を被保険者とし、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

② 保険契約の内容の概要

役員等がその職務に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担する法律上の損害賠償金（判決金、和解金等）、争訟費用等を補償する内容となっております。なお、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当社から役員等に対する責任追及（株主代表訴訟を除く）に係る損害賠償金、争訟費用等、犯罪行為を行った役員等の損害賠償金、争訟費用等を補償対象外としております。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

##### (2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	35百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査の実施状況、報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

##### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断される場合、その事実に基づき、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人の独立性および専門性、ならびに監査活動の適切性、妥当性および効率性その他職務の執行に関する状況等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合には、会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、監査役会は、上記方針に基づき、会計監査人の解任または不再任の検討を毎年実施いたします。

以 上

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>119,669</b>	<b>流動負債</b>	<b>24,902</b>
現金及び預金	45,154	支払手形及び買掛金	7,419
売掛金	31,617	電子記録債務	1,241
有価証券	5,996	未払法人税等	1,510
商品及び製品	20,686	賞与引当金	2,320
仕掛品	2,295	その他の引当金	143
原材料及び貯蔵品	10,314	その他	12,266
その他	3,604	<b>固定負債</b>	<b>4,523</b>
<b>固定資産</b>	<b>40,452</b>	退職給付に係る負債	3,690
<b>有形固定資産</b>	<b>(15,940)</b>	その他	833
建物及び構築物	6,519	<b>負債合計</b>	<b>29,426</b>
機械装置及び運搬具	1,775	<b>(純資産の部)</b>	
土地	6,046	<b>株主資本</b>	<b>121,947</b>
その他	1,598	<b>資本金</b>	<b>7,229</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>(920)</b>	<b>資本剰余金</b>	<b>1,871</b>
無形固定資産	920	<b>利益剰余金</b>	<b>116,114</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>(23,591)</b>	<b>自己株式</b>	<b>△3,267</b>
投資有価証券	15,022	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>8,747</b>
退職給付に係る資産	355	その他有価証券評価差額金	8,162
繰延税金資産	1,851	退職給付に係る調整累計額	584
その他	6,362	<b>純資産合計</b>	<b>130,694</b>
<b>資産合計</b>	<b>160,121</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>160,121</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(自 2024年 4月 1日  
至 2025年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	高価		105,159
売上	原価		51,371
販売費及び一般管理費	総管理費		53,787
営業外収益	業外収益		45,661
営業外費用	業外費用		8,126
受取配当金	受取配当金	29	
受取配当金	受取配当金	391	
受取配当金	受取配当金	98	
受取配当金	受取配当金	71	591
営業外費用	営業外費用		
支持分法によるの	支持分法によるの	3	
支持分法によるの	支持分法によるの	618	
支持分法によるの	支持分法によるの	27	649
特別利益	特別利益		8,067
特別損失	特別損失		
特別損失	特別損失	2	2
特別損失	特別損失		
特別損失	特別損失	17	17
税金等調整前当期純利益	税金等調整前当期純利益		8,052
法人税、住民税及び事業税	法人税、住民税及び事業税	1,939	
法人税等調整額	法人税等調整額	427	2,367
当期純利益	当期純利益		5,685
親会社株主に帰属する当期純利益	親会社株主に帰属する当期純利益		5,685

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2024年 4月 1日)  
(至 2025年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額			純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	7,229	1,871	117,022	△7,021	119,102	8,585	279	8,864	127,967
連結会計年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当			△2,836		△2,836				△2,836
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			5,685		5,685				5,685
自 己 株 式 の 取 得				△3	△3				△3
自 己 株 式 の 消 却			△3,756	3,756	—				—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)						△423	305	△117	△117
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△907	3,753	2,845	△423	305	△117	2,727
当 期 末 残 高	7,229	1,871	116,114	△3,267	121,947	8,162	584	8,747	130,694

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>107,741</b>	<b>流動負債</b>	<b>20,691</b>
現金及び預金	40,544	支払手形	2
売掛金	29,527	電子記録債権	532
有価証券	5,996	買掛金	6,761
商品及び製品	17,979	未払金	2,492
仕掛品	113	未払費用	4,036
原材料	996	未払法人税等	1,036
前払費用	1,773	未払消費税等	923
その他	10,810	賞与引当金	1,931
<b>固定資産</b>	<b>45,387</b>	役員賞与引当金	27
<b>有形固定資産</b>	<b>( 8,854)</b>	販売促進引当金	96
建物	3,807	営業外電子記録債権	107
構築物	91	その他	2,744
機械及び装置	26	<b>固定負債</b>	<b>3,979</b>
工具器具及び備品	579	退職給付引当金	3,575
土地	4,104	その他	403
建設仮勘定	245	<b>負債合計</b>	<b>24,670</b>
その他	0	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>( 819)</b>	<b>株主資本</b>	<b>120,295</b>
ソフトウェア	486	資本金	7,229
その他	333	資本剰余金	1,871
<b>投資その他の資産</b>	<b>(35,712)</b>	資本準備金	1,871
投資有価証券	14,969	利益剰余金	114,462
関係会社株式	9,658	利益準備金	1,807
関係会社長期貸付金	3,901	その他利益剰余金	112,654
長期前払費用	5,365	オープンバージョン促進税制積立金	93
繰延税金資産	1,344	別途積立金	109,400
その他	472	繰越利益剰余金	3,161
<b>資産合計</b>	<b>153,128</b>	<b>自己株式</b>	<b>△3,267</b>
		評価・換算差額等	8,162
		その他有価証券評価差額金	8,162
		<b>純資産合計</b>	<b>128,457</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>153,128</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(自 2024年 4月 1日  
至 2025年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		95,410
売上原価		49,169
売上総利益		46,240
販売費及び一般管理費		40,759
営業利益		5,481
営業外収益		
受取利息	100	
受取配当金	1,841	
不動産賃貸料	114	
その他	58	2,115
営業外費用		
支払手数料	15	
その他	9	24
経常利益		7,571
特別利益		
固定資産売却益	2	2
特別損失		
固定資産除売却損	2	
関係会社株式評価損	708	711
税引前当期純利益		6,862
法人税、住民税及び事業税	1,000	
法人税等調整額	477	1,478
当期純利益		5,383

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 2024年 4月 1日)  
(至 2025年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										評価・換算 差額等	純 資 産 計 合 計	
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計			その他有価 証券評価 差額金
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計					
					エフエフ/フエフ 促進税制積立金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金						
当 期 首 残 高	7,229	1,871	1,871	1,807	93	109,400	4,369	115,670	△7,021	117,750	8,585	126,336	
事 業 年 度 中 の 変 動 額													
剰 余 金 の 配 当							△2,836	△2,836		△2,836		△2,836	
当 期 純 利 益							5,383	5,383		5,383		5,383	
自 己 株 式 の 取 得									△3	△3		△3	
自 己 株 式 の 消 却							△3,756	△3,756	3,756	—		—	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)											△423	△423	
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	△1,208	△1,208	3,753	2,544	△423	2,121	
当 期 末 残 高	7,229	1,871	1,871	1,807	93	109,400	3,161	114,462	△3,267	120,295	8,162	128,457	

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

持田製菓株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松本 暁之  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 岸 佳祐  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、持田製菓株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、持田製菓株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

持田製菓株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松本 暁之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岸 佳祐  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、持田製菓株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任  
 経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。  
 監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任  
 監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。  
 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。  
 ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。  
 ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。  
 ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。  
 ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。  
 ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。  
 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係  
 会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第87期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会議決の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月9日

### 持田製菓株式会社 監査役会

常勤監査役 橋本好晴 ㊟

常勤監査役 竹田雅好 ㊟

監査役 和貝享介 ㊟

監査役 鈴木明子 ㊟

監査役 宮田芳文 ㊟

(注) 監査役和貝享介、監査役鈴木明子及び監査役宮田芳文は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

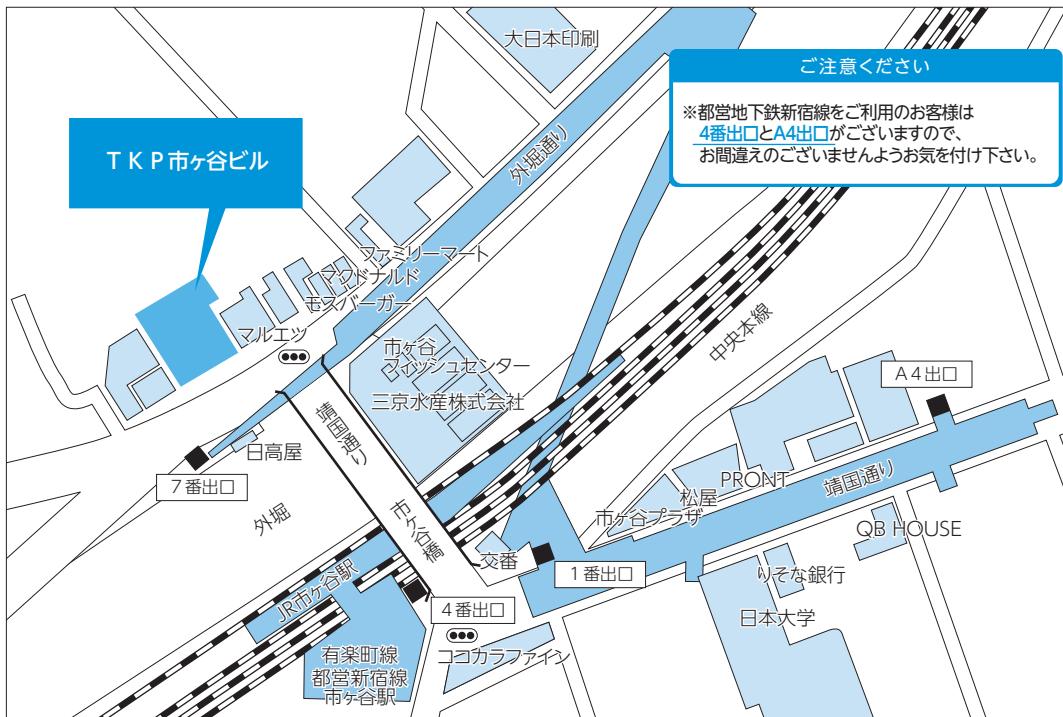
TKP市ヶ谷ビル 8階

東京都新宿区市谷八幡町8番地

TEL 03-5227-6911

## 交通

- ・JR総武線……………市ヶ谷駅から徒歩約2分
  - ・東京メトロ南北線……………市ヶ谷駅（7番出口）から徒歩約1分
  - ・東京メトロ有楽町線……………市ヶ谷駅（7番出口）から徒歩約1分
  - ・都営新宿線……………市ヶ谷駅（4番出口）から徒歩約2分
- ※A4出口ではございませんのでご注意ください。



## <その他のご案内>

株主総会へご来場される株主様におかれまして  
当日サポートが必要な方は、  
事前に当社総務部までお問い合わせください。

電話番号：03-3358-7211(代表)  
受付時間：9:00~17:40(土曜・日曜・祝日除く)



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

